

公 示

「令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業」の委託先の公募
について

九州農政局土地改良技術事務所では、「令和6年度 国営造成水利施設ストック
マネジメント推進事業九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業」について、
実施者を公募する。本事業の受託を希望される方は、下記要領により企画提案書を
提出されたい。

1. 委託事業の目的

本委託事業は、国営土地改良事業等により建設された九州農政局管内の既設農業
用ダムについて、総合的な安全性の評価に資するため、調査・検討で得られた各ダ
ムの設計の確認、健全性の評価、耐震性能照査結果を評価・検討するとともに、成
果の取りまとめを行うものである。

2. 事業の内容

(1) 安全性評価のための委員会設置等

1) 委員会の設置（委員6名程度）

対象とする農業用ダム（青鹿ため池、古賀根橋ダム、高川ダム、大蘇ダム）
における技術的検討内容について、より高度な知見や経験を有し農業用ダムに
関する専門家である学識経験者からなる「九州農政局国営農業用ダム安全性評
価委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し運営を行う。

委員会等の開催回数及び具体的な検討事項は以下のとおりである。

2) 委員会等の運営

①委員会の運営

受託者は、表－1に示す委員会について、諸調整とその運営及び議事録の
作成を行う。

また、必要に応じて下表に示す検討時期以外でも学識経験者等より意見を
求める。

②九州農政局国営農業用ダム安全性評価委員会幹事会への出席

受託者は、委員会に先立ち開催される九州農政局主催の幹事会（表－2）
に出席し、重要事項を把握するとともに、検討対象ダムに係るこれまでの検
討課題、対応等を踏まえ、委員会へ提案する事項のとりまとめ及び議事録の
作成を行う。

③九州農政局農業用ダム安全性評価委員会個別打合せの運営

受託者は、表－3（個別打合せ）について、諸調整とその運営を行うもの
とする。

表一 1 (委員会)

開催時期	ダム名	地区名	検討課題	備考
第 1 回 (R6 年 9 月)	高川ダム	出水平野	設計・施工内容の確認 健全性の確認 耐震性能照査検討条件の検討	現地・室内検討会 (出水市・霧島市)
第 2 回 (R6 年 11 月)	青鹿ため池	尾鈴	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	室内検討会 (熊本市)
第 3 回 (R6 年 12 月)	古賀根橋ダム	綾川	前回指摘事項の回答	室内検討会 (熊本市)
第 4 回 (R7 年 2 月)	高川ダム	出水平野	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	室内検討会 (熊本市)
第 5 回 (R7 年 2 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果	室内検討会 (熊本市)

※高川ダムの第 1 回は L1 委員会、第 4 回は L2 委員会である。

表一 2 (幹事会)

開催時期	ダム名	地区名	検討課題	備考
第 1 回 (R6 年 8 月)	高川ダム	出水平野	設計・施工内容の確認 健全性の確認 耐震性能照査検討条件の検討	現地・室内検討会 (出水市)
第 2 回 (R6 年 10 月)	青鹿ため池	尾鈴	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	Web 会議
第 3 回 (R6 年 11 月)	古賀根橋ダム	綾川	前回指摘事項の回答	Web 会議
第 4 回 (R7 年 1 月)	高川ダム	出水平野	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	Web 会議
第 5 回 (R7 年 1 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果	Web 会議

※高川ダムの第 1 回は L1 幹事会、第 4 回は L2 幹事会である。

表一 3 (個別打合せ)

開催時期	ダム名	地区名	検討課題	備考
第 1 回 (R6 年 7 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果 (委員 3 名程度)	Web 会議
第 2 回 (R6 年 8 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果 (委員 3 名程度)	Web 会議
第 3 回 (R6 年 11 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果 (委員 3 名程度)	Web 会議

3) 委員会での技術的検討

委員会において、各ダムの安全性評価について審議し工学的妥当性の検討を行う。また、委員会を活用し、各ダムの安全性評価に係る基本方針案作成、課題整理、対応方針案作成及び照査結果等の整理を行う。

4) 報告書作成

委員会の検討内容・結果等について取りまとめを行い、将来にわたりダムの適正な運用に資するための報告書を作成する。

報告書は、A4判（簡易製本）にて5部及び電子媒体（CD-R等）で正1、副4部作成する。

(2) 実施期間

委託契約締結の日から令和7年3月21日までとする。

3. 応募資格、応募方法等

別添、「企画提案書作成要領」によるものとする。なお、企画提案書作成要領は、九州農政局ホームページ (<http://www.maff.go.jp/kyusyu/>) の「申請・お問い合わせ」の「調達情報・公表事項」の「公告・公募関係」からダウンロードするものとし、インターネット接続環境に無い者は、照会等窓口へ問い合わせること。

4. 委託契約の締結について

本事業に係る契約は、九州農政局土地改良技術事務所入札・契約手続審査委員会の審査の結果決定された委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、締結する。

なお、本事業に係る契約締結は、令和6年度予算の成立後に行うほか、成立時期が大幅に遅れた際には契約締結を行わない場合があることを条件とするものである。

5. その他

本委託事業の詳細については、別添「企画提案書作成要領」によるものとする。

6. 照会等窓口

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目5-7

九州農政局土地改良技術事務所

担当：保全技術課 保全技術第1係

TEL 096-367-0411

以上公示する。

令和6年2月22日

分任支出負担行為担当官

九州農政局土地改良技術事務所長

小浮 正敬

「企画提案書作成要領」

1. 事業名

令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業

2. 事業の目的

本委託事業は、国営土地改良事業等により建設された九州農政局管内の既設農業用ダムについて、総合的な安全性の評価に資するため、調査・検討で得られた各ダムの設計の確認、健全性の評価、耐震性能照査結果を評価・検討するとともに、成果の取りまとめを行うものである。

3. 事業の内容

(1) 委員会の設置（委員6名程度）

対象とする農業用ダム（青鹿ため池、古賀根橋ダム、高川ダム、大蘇ダム）における技術的検討内容について、より高度な知見や経験を有し農業用ダムに関する専門家である学識経験者からなる「九州農政局国営農業用ダム安全性評価委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し運営を行う。

委員会等の開催回数及び具体的な検討事項は以下のとおりである。

(2) 委員会等の運営

1) 委員会の運営

受託者は、表－1に示す委員会について、諸調整とその運営及び議事録の作成を行う。

また、必要に応じて下表に示す検討時期以外でも学識経験者等より意見を求める。

2) 九州農政局国営農業用ダム安全性評価委員会幹事会への出席

受託者は、委員会に先立ち開催される九州農政局主催の幹事会（表－2）に出席し、重要事項を把握するとともに、検討対象ダムに係るこれまでの検討課題、対応等を踏まえ、委員会へ提案する事項のとりまとめ及び議事録の作成を行う。

3) 九州農政局農業用ダム安全性評価委員会個別打合せの運営

受託者は、表－3（個別打合せ）について、諸調整とその運営及び議事録の作成を行う。

表一 1 (委員会)

開催時期	ダム名	地区名	検討課題	備考
第 1 回 (R6 年 9 月)	高川ダム	出水平野	設計・施工内容の確認 健全性の確認 耐震性能照査検討条件の検討	現地・室内検討会 (出水市・霧島市)
第 2 回 (R6 年 11 月)	青鹿ため池	尾鈴	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	室内検討会 (熊本市)
第 3 回 (R6 年 12 月)	古賀根橋ダム	綾川	前回指摘事項の回答	室内検討会 (熊本市)
第 4 回 (R7 年 2 月)	高川ダム	出水平野	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	室内検討会 (熊本市)
第 5 回 (R7 年 2 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果	室内検討会 (熊本市)

※高川ダムの第 1 回は L1 委員会、第 4 回は L2 委員会である。

表一 2 (幹事会)

開催時期	ダム名	地区名	検討課題	備考
第 1 回 (R6 年 8 月)	高川ダム	出水平野	設計・施工内容の確認 健全性の確認 耐震性能照査検討条件の検討	現地・室内検討会 (出水市)
第 2 回 (R6 年 10 月)	青鹿ため池	尾鈴	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	Web 会議
第 3 回 (R6 年 11 月)	古賀根橋ダム	綾川	前回指摘事項の回答	Web 会議
第 4 回 (R7 年 1 月)	高川ダム	出水平野	前回指摘事項の回答 耐震性能照査結果	Web 会議
第 5 回 (R7 年 1 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果	Web 会議

※高川ダムの第 1 回は L1 幹事会、第 4 回は L2 幹事会である。

表一 3 (個別打合せ)

開催時期	ダム名	地区名	検討課題	備考
第 1 回 (R6 年 7 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果 (委員 3 名程度)	Web 会議
第 2 回 (R6 年 8 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果 (委員 3 名程度)	Web 会議
第 3 回 (R6 年 11 月)	大蘇ダム	大野川上流	浸透に関する検討結果 (委員 3 名程度)	Web 会議

(3) 委員会での技術的検討

委員会において、各ダムの安全性評価について審議し工学的妥当性の検討を行う。また、委員会を活用し、各ダムの安全性評価に係る基本方針案作成、課題整理、対応方針案作成及び照査結果等の整理を行う。

(4) 報告書作成

委員会の検討内容・結果等について取りまとめを行い、将来にわたりダムの適正な運用に資するための報告書を作成する。

報告書は、A4判（簡易製本）にて5部及び電子媒体（CD-R等）で正1、副4部作成する。

4. 契約限度額

本委託事業の予算は14,000千円程度(消費税及び地方消費税含む)を予定している。

5. 実施期間

契約締結の日から、令和7年3月21日までとする。

6. 応募資格

公募に応募できる者は、次の参加資格に適合する者とする。

(1) 参加資格

本委託事業の企画競争に参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究等）」において、「B、C若しくはD」の等級に格付けされている「九州・沖縄」の資格を有する者であること。なお、参加表明書提出時に競争参加資格のない者は、競争参加資格審査申請の手続き中の者であること。

4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。

5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記4の再確認を受けた者を除く。

- 6) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 7) 九州農政局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

7. 参加表明書の提出

(1) 提出方法

本委託事業に参加を希望する者は、参加資格を確認できる資料（競争参加資格確認通知又は資格申請書類の写しを添付のうえ、参加表明書（別紙様式1）を次の期間内に受付窓口に提出する。

提出方法は、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メールのいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送又は電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送等による場合は期間内必着とする。

(2) 提出期間及び受付窓口

令和6年2月26日から令和6年3月8日までのうち、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下、「休日等」という。）を除く午前9時から午後4時まで。なお、郵送による場合は期間内必着とする。

受付窓口

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目5-7

九州農政局土地改良技術事務所

（担当 庶務課 経理係）

TEL 096-367-0411

FAX 096-331-1131

電子メールアドレス dogi_keiyaku100@maff.go.jp

8. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の作成

参加表明書を提出した者は、別紙様式2「企画提案書提出届」と共に次の各号の項目を内容とする「企画提案書」を提出するものとする。

なお、企画提案書に使用する言語は日本語とし、提出部数は、1部とする。

また、企画提案書を提出しなかった者については、失格とする。

(2) 企画提案書には、以下の項目について記載することとする。

1) 事業の実施方針（企画提案書 様式1）

3の事業内容等に示す事業をどのように実施するか実施方針・実施方法等を具体的に記載すること。

特に、学識経験者等の選定理由は、今回の技術的課題等を踏まえた記載

となるよう留意すること。

また、技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法について具体的に記載すること。

2) 事業実施のスケジュール（企画提案書 様式2）

当該事業を遂行する上での、実施工程表を作成すること。

また、実施手順・工程計画について、特に配慮した点について具体的に記載すること。

3) 事業の実施体制（企画提案書 様式3）

① 事業実施体制

② 本事業に携わる主な担当者のリスト及び経歴、資格等

また、実施体制について、特に配慮した点について具体的に記載すること。

4) 過去5年間（令和元年4月1日から令和6年3月31日）の類似業務の実績（企画提案書 様式4）

5) ワーク・ライフ・バランスの推進（企画提案書 様式5）

6) 見積書（別紙様式3）

7) 競争参加資格証明書の写し

8) 事業を統括的に管理する者の過去3年間（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）又は前年度（令和4年度）の継続教育への取り組みの状況（任意様式）（取得証明書の写しを添付）

9) その他参考となる資料（提出は任意）

① 農業農村整備事業に精通することを証明する資料

② 対象となるダム事業に精通すると共に、ダムに関する豊富な知見を有することを証明する資料

(3) 提出方法

参加表明書を提出した者は、次の期間内に別紙様式2を添えて企画提案書を受付窓口に提出する。

提出方法は、上記7（1）と同じ

(4) 提出期間

令和6年3月11日から令和6年4月9日までのうち、休日等を除く午前9時から午後4時まで。なお、郵送等による場合は期間内必着とする。

(5) 企画提案書の取り扱い

1) 提出された書類はその事由のいかんにもかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また返還も行わない。

2) 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

3) 競争参加資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

4) 提出する企画提案書は1者につき1点とし、期限内に企画提案書が提出されなかった場合は、契約候補者として選定しないものとする。

- 5) 企画提案書は採点等本委託事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- 6) 企画提案に要する一切の費用は、提出者が負担する。

(6) 参考資料の貸与

過去の農業用ダムに関わる技術資料は、応募・照会等窓口にて貸与が可能である。(別紙様式4 貸与資料申請書)

なお、貸与した資料は令和6年4月9日までに返却するものとする。

9. 契約候補者の選定等

(1) 契約候補者を選定するための基準(別紙「企画提案書特定に係る評価基準」による)

企画提案書は、次の事項に着目して評価する。

- 1) 事業の目的・内容等に対する理解度(企画提案書 様式1)
- 2) 事業実施方針の的確性(企画提案書 様式1)
- 3) 実施手順・工程計画の妥当性(企画提案書 様式2)
- 4) 実施体制の妥当性(企画提案書 様式3)
- 5) 過去の類似業務の実績(企画提案書 様式4)
- 6) ワーク・ライフ・バランスの推進(企画提案書 様式5)
- 7) 継続教育に関する姿勢(任意様式)

(2) 企画提案書の特定・非特定

前項の基準に基づき評価を行い、評価が最も高い企画提案書の提出者を契約候補者として九州農政局土地改良技術事務所入札・契約手続審査委員会の審議を経たうえで、特定する。

また、提出者の特定・非特定については、令和6年5月27日までに全ての提出者に通知する。

なお、非特定を通知された者については、通知のあった日の翌日から7日以内(休日等は除く)に、非特定理由の説明を求めることができる。

10. 審査方法

(1) 提出された企画提案書等の内容をもとに、別紙「企画提案書特定に係る評価基準」に基づいて審査・採点を行い、採点した得点の最上位の者を本委託事業の委託契約候補者とする。

(2) 審査は非公開とする。

11. 契約

本委託事業に係る契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、国との間で締結する。但し、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

なお、本委託事業に係る契約締結は、令和6年度予算の成立後に行うほか、成

立時期が大幅に遅れた際には契約締結を行わない場合があることを条件とするものである。

12. 契約保証金

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

13. 委託費の支払

委託事業が終了して、別途任命される検査員の検査の結果、契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、契約者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払いを行うものとする。

委託費の額の確定は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

14. 実績報告

委託契約者は、支払額を最終確定するために、本委託事業が終了したときは、分任支出負担行為担当官に以下に示す書類一式を委託事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による）と併せて、提出しなければならない。

- （1）人件費の支出額確認のため必要となる、出勤簿、日報、集計表、帳簿及び支出証拠書類
- （2）旅費及び物品購入費の支出額確認のために必要となる、帳簿及び支出証拠書類
- （3）その他本委託事業に係る支出根拠を確認するために、委託契約者は、委託事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による）を提出しなければならない。

15. 人件費の算定

人件費は、次の方法により算定するものとし、具体的な算定方法は、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日 22 経第 961 号 大臣官房経理課長通知）のとおりとする。

<受託者に受託単価規程が存在する場合>

- （1）人件費は、時間単価に直接作業時間を乗じて算定する。なお、時間単価は、受託者が定める受託単価規程に基づく時間単価を使用する。
- （2）人件費の算定に当たっては、直接作業時間数の把握が必要であるため、実際に事業に従事したことを証する業務日誌を作成する。

<受託者に受託単価規程が存在しない場合>

(1) 人件費は、時間単価に直接作業時間を乗じて算定する。

(2) 正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価

$$= (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

(3) 出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価

$$= \text{委託先が負担する（した）} (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

(4) 管理者等の時間単価は、原則として下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

1) 原則

人件費時間単価

$$= (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

2) 時間外に従事した場合

人件費時間単価

$$= (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間実総労働時間}$$

(5) 人件費の算定に当たっては、直接作業時間数の把握が必要であるため、実際に従事したことを証する業務日誌を作成する。

16. 委託費の額の確定

分任支出負担行為担当官は、事業完了時に提出される実績報告書を検査した上で、14. に示す支出証拠書類等と照合して事業に要した経費の実支出額を精算し、これと委託費の限度額のいずれか低い金額を委託費の確定額とする。

17. 委託額の支払方法

委託費の額が確定した後、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行う。

18. 問い合わせ

(1) 受付期間

令和6年2月22日から令和6年4月9日まで

※持参する場合は、休日等を除く午前9時から午後4時まで。

(2) 提出方法

受付窓口への持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メールのいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送又は電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送等による場合は期間内必着とする。

(3) 提出先

19. 受付窓口・照会窓口へ

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を含まない。）以内に電送又は電子メールにより行う。

19. 受付窓口・照会窓口

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目5-7

九州農政局土地改良技術事務所

（担当 保全技術課 保全技術第1係）

TEL 096-367-0411

FAX 096-331-1131

電子メールアドレス dogi_keiyaku100@maff.go.jp

(別紙様式1)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
九州農政局土地改良技術事務所長

〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業」に関する企画競争に参加したいので、下記資料を添付して応募します。

記

競争参加資格確認通知（又は資格申請書類）の写し

(提案に関する担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

E-Mail アドレス

(別紙様式2)

令和 年 月 日

分任出負担行為担当官
九州農政局土地改良技術事務所長
○○ ○○ 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

企 画 提 案 書 提 出 届

令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業に関する企画提案書を下記のとおり提出します。

記

添付書類：企画提案書1部

(別紙様式 3)

令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業 見積書

1. 見積書

区 分	予 算 額	備 考
	円	
〇〇〇〇費		〇〇費 △△△円 〇〇費 △△△円
〇〇〇〇費		〇〇費 △△△円 〇〇費 △△△円
消費税及び地方消費税		
計		

2. 作業項目毎の人員配置内訳

注 ; なお、積算資料を別添すること。

(別紙様式4)

令和 年 月 日

分任出負担行為担当官
九州農政局土地改良技術事務所長

〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

貸 与 資 料 申 請 書

令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 九州農政局国営
農業用ダム安全性評価委託事業に関する貸与資料を下記のとおり申請します。

記

(担当者)

所属・役職

貸与者氏名

電話番号

F A X 番号

<応募・照会等窓口記載例>

貸与期間：

確認欄 : 貸与： 月 日 ()

返却： 月 日 ()

事業の実施方針

事業名：令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業

【注意事項】

- 応募要領に記載された事業内容ごとに、実施方針・実施方法を具体的に記入する。
- 学識経験者等の構成の他、構成人員の氏名、経歴、役職、選定の理由などを記載する。
- 技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法に関する実施方針を記載する。
- 本様式に記載された内容により、主に事業の目的・内容等に対する理解度及び実施方針の的確性を評価する。
- 提出用紙サイズは、A4判とし、5枚以内とする。

事業の実施体制

事業名：令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業

(1) 事業実施体制

【注意事項】当該事業の実施体制（人員配置等）を明示すること。

(2) 本事業に携わる主な担当者

氏名	所属・役職	担当業務の内容	所有する資格	類似業務の実績
				・発注機関 ・業務名 ・業務内容 ・履行期間 ・役割

【注意事項】

- 主な担当者とは、事業を統括管理する者、調査分析作業等の責任者等を想定している。
- 氏名には「ふりがな」をふること。
- 資格には、資格の種類、部門（選択科目）などの資格に関する詳細を記載すること。
- 類似業務とはダムの設計、施工の検討に関する業務とし、事業の実績には、発注機関、業務名、履行期間、担当業務の役割等を記載すること。
- 本様式に記載された内容により、主に実施体制の妥当性などを評価する。
- 提出用紙サイズは、A4判とし、2枚以内とする。

過去5年間の類似業務の実績

事業名：令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
九州農政局国営農業用ダム安全性評価委託事業

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- 過去5年間とは、令和元年4月1日～令和6年3月31日までに完了した業務。
- 類似事業とは、ダムの設計、施工の検討に関する業務とする。
- 記載した実績が証明できる業務カルテ、契約書等の写しを添付すること。
- 本様式に記載された内容により、過去の類似業務の実績を評価する。
- 提出用紙サイズは、A4判とし、2枚以内とする。

ワーク・ライフ・バランス等に係る関係法令に基づく認定を証明する書面

法令名	認定の種類	認定の有無
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	えるぼし1段目 ※1	
	えるぼし2段目 ※1	
	えるぼし3段目 ※1	
	プラチナえるぼし ※2	
	行動計画の策定 ※3	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	くるみん認定企業（新基準） ※4	
	くるみん認定企業（旧新基準） ※5	
	プラチナくるみん認定企業	
青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	ユースエール認定	

注1：該当する認定等がある場合、「認定の有無」欄に○印を記入してください。

注2：認定書等の写し、又は証明する書面を必ず添付すること。

※1：女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※2：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

※3：常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4：次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定

※5：次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定

企画提案書特定に係る評価基準

項目	着眼点	判定の指標	点数	
事業の目的・内容等に対する理解度	農業農村整備事業に精通する他、対象となるダム事業に精通すると共に、ダムに関する豊富な知見を有し、事業目的及び内容が十分に理解されているか。	ア. 豊富な知見を有し、十分理解されている。	15点	
		イ. 知見を有し、理解されている。	10点	
		ウ. 普通である。	5点	
		エ. 理解が不十分である。	選定しない	
事業実施方針の的確性①	専門分野に配慮された学識経験者等が選定されるなど、妥当な内容となっているか。	ア. 詳細な検討がなされ、優れた実施内容となっている。	30点	
		イ. 検討がなされ、妥当な実施内容となっている。	20点	
		ウ. 普通である。	10点	
		エ. 内容が劣る。	選定しない	
事業実施方針の的確性②	技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法について、妥当な実施内容となっているか。	ア. 詳細な検討がなされ、優れた実施内容となっている。	30点	
		イ. 検討がなされ、妥当な実施内容となっている。	20点	
		ウ. 普通である。	10点	
		エ. 内容が劣る。	選定しない	
実施手順・工程計画の妥当性	実施手順や工程が十分検討された計画となっているか。	ア. 十分な検討がなされ、優れた工程計画となっている。	15点	
		イ. 検討がなされ、妥当な工程計画となっている。	10点	
		ウ. 普通である。	5点	
		エ. 内容が劣る。	選定しない	
実施体制の妥当性	事業量に見合った人員が配置され、また、主な担当者の経験等は十分であるか。	ア. 十分な検討がなされ、優れた実施体制となっている。	15点	
		イ. 検討がなされ、妥当な実施体制となっている。	10点	
		ウ. 普通である。	5点	
		エ. 体制が劣る。	選定しない	
過去の類似業務の実績	過去5年間における類似業務の実績 (過去5年間とは令和元年4月1日～令和6年3月31日までに完了した業務)	ア. 5件以上の実績がある。	15点	
		イ. 3件以上5件未満の実績がある。	10点	
		ウ. 1件以上3件未満の実績がある。	5点	
		エ. 実績なし	0点	
継続教育に関する姿勢	過去3年間における担当者(事業を統括的に管理する者)の農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況 (過去3年間とは令和2年4月1日～令和5年3月31日まで、前年度とは令和4年度)	ア. 過去3年間で150CPD、又は前々年度50CPD以上	15点	
		イ. 過去3年間で90-149CPD、又は前々年度30-49CPD	10点	
		ウ. 過去3年間で30-89CPD、又は前々年度10-29CPD	5点	
		エ. ア～ウ以外	0点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、以下の法令の認定を受けているか。	(1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。		
		(1) 女性活躍推進法の認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	ア. プラチナえるぼし ※1	5点
			イ. えるぼし3段階目 ※2	4点
			ウ. えるぼし2段階目 ※2	3点
			エ. えるぼし1段階目 ※2	2点
			オ. 行動計画 ※3	1点
			※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと ※3 女性活躍法の一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間満了していない行動計画を策定している場合のみ)	
		(2) 次世代育成支援対策推進法の認定	ア. プラチナくるみ認定企業	4点
			イ. くるみ認定企業(新基準) ※1	3点
			ウ. くるみ認定企業(旧基準) ※2	2点
	※1 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定 ※2 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定			
(3) 青少年雇用促進法の認定	ア. ユースエール認定	4点		